

○総務省告示第二十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月三十日

総務大臣 新藤 義孝

第二項第十号中「第四十九条の二十三」の下に「又は第四十九条の二十三の二」を加える。